

国土交通省のホームページより抜粋

屋外広告物条例ガイドラインを一部改正しました。

- 近年、所有者等により適切に維持管理されていない屋外広告物が各地で見受けられるとともに、こうした屋外広告物が落下する事故が発生しており、屋外広告物の安全性の確保がより一層求められています。

- このような状況を踏まえ、国土交通省では、屋外広告物の安全性の確保を徹底するため、屋外広告物条例ガイドラインを改正しました。

改正のポイント

- (1) 屋外広告物の所有者又は占有者は、当該屋外広告物の補修、除却その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持する責務があることを明記。

- (2) 屋外広告物の所有者又は占有者は、屋外広告士など専門的知識を有する者に、当該屋外広告物の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況を点検させなければならない旨の規定を追加。

- (3) 屋外広告物の所有者又は占有者は、許可の更新等の申請を行う場合に、(2)の点検結果を都道府県知事に提出しなければならない旨の規定を追加。